

○秋父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和59年条例第3号）

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等に対し医療費の一部を助成することにより、もって保健の向上に資するとともに乳幼児等養育の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第79号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和38年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第162号）

2 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

4 この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第57条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

5 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

6 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、同法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

7 この条例において「乳幼児等」とは、満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。

8 この条例において「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
（対象者）

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、秋父別町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等であって、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者を除く。ただし、秋父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和59年条例第2号）の対象となる乳幼児等の医療費については、それぞれ条例に基づき助成される額を控除した額とする。

（助成の範囲）

第4条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、秋父別町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く。）に属する乳幼児等にかかる医療費から受給者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成する。

2 町長は、第2条第4項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（受給資格者の認定）

第5条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

（受給者証の交付）

第6条 町長は前条の規定により認定の申請があった場合に於ては医療費の助成を受ける資格があると認められたときは当該申請者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給者証を交付しなければならない。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの乳幼児等にあつては、受給者証の交付を省くことができる。

（助成の方法）

第7条 医療費の助成は町長がその助成する額を受給資格者に支払うことにより行うものとする。

2 受給資格者が、深川医師会に加入する医療機関において受診する場合は、現物で支給することができる。

3 町長が特に必要と限める場合は前項に定める医療機関以外であっても、現物で支給することができる。

(届出義務)

第8条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその旨を速やかに町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき
 - (2) 対象者が第8条の規定に該当しなくなったとき
- (助成の停止及び資格の喪失)

第9条 対象者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による受給資格が喪失するものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 町の区域内に住所を有しなくなったとき

第10条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第11条 町長は偽りその他不正の行為により助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第12条 この条例による助成を受けることができる権利は、対象者が医療担当者等において療養を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは消滅する。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和61年12月22日条例第24号)

この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月19日条例第29号)

改正

平成12年3月10日条例第13号

(施行期日)

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月23日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月27日条例第5号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第33号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の秋父別町乳幼児医療費の助成に関する条例第4条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の秋父別町乳幼児医療費の助成に関する条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年12月27日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則 (平成16年6月18日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第3条の条例については、平成16年8月1日から施行する。

2 第3条の条例については平成20年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に行われた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月23日条例第38号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日条例第42号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月17日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月12日条例第19号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日条例第5号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月11日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月14日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則 (昭和58年規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例 (昭和58年条例第3号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第3項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

(1) 受給者が3歳未満(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの期間を含む。)

又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合

初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係る時は初診1件につき510円)

(2) 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。) 第67条

第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期

高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額を

除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以

下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額と

する。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定

基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高

額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわら

ず12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第4項に規定する基本利用料を負担し

た場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

第2条 削除

(条例第4条第2項に規定する額等)

第2条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項(同

項第2項に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(受給資格の認定申請)

第2条の3 条例第5条の規定による受給資格の認定は、株式会社第1号の乳幼児等医療費受給資格認

定申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証」という。）

(2) 条例第3条に規定する保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類

(3) 規則第1条の2第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあっては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給資格者の登録及び受給者証の交付）

第3条 町長は前条の規定により、認定したものについて様式第2号の乳幼児等医療費受給者資格台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、様式第3号の乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、様式第4号の乳幼児等医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までの間とする。ただし町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（受給者証の提示）

第3条の2 前条第1項に規定する受給者証の交付を受けている者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

（助成金の交付申請）

第4条 条例第7条第1項の規定する助成の申請は、様式第5号による乳幼児医療費助成申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を額収したことを証明する書類（以下「額収書等」という。）を添えて申請しなければならない。

2 前項の助成申請書は月の初日から末日までの分を毎月ごとに翌月の10日までに提出しなければならない。

（助成金の交付）

第5条 町長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付の時期は当該請求書を受理した月の末日までとする。

（届出）

第6条 条例第8条の規定による届出は、様式第6号の乳幼児等医療費受給資格内容変更届出書によって行わなければならない。

第7条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに町長に届出なければならない。

附 則

この規則は、昭和68年2月1日から施行する。

附 則（平成6年12月19日規則第11号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成13年7月30日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。第2条及び第2条の2の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成16年7月1日規則第13号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月21日規則第22号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月14日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月12日規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年1月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平成22年3月12日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月13日規則第17号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。